

県内の宿泊事業者の皆様へ

# トラベルワーキング活用支援事業費 補助金のご案内



滞在先で働き手として従事しながら観光を行う旅行者と宿泊事業者を仲介するマッチングサービスを利用して人材を確保するために必要な経費の一部を補助します！

## ■ 補助対象事業

上記のマッチングサービスを利用して、人材を確保する事業が対象です。ただし、次に掲げる全てに該当する事業とします。

- ① 令和7年7月1日から令和7年10月31日までの期間に、新たに人材を確保すること。
- ② 確保した人材の従事期間が5日以上2か月以下であること。
- ③ 確保した人材は、従事する宿泊施設の所在する市町村以外の地域に居住する者であり、従事期間中は宿泊事業者が宿泊場所を提供すること。

## ■ 補助対象事業者

秋田県内において、旅館業法第3条第1項（昭和23年法律第138号）の許可を受け、同法第2条第2項の営業を行っている事業者が対象です。ただし、次に掲げる全てに該当する者としてします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の営業（これに類するものも含む。）を行っていないこと。
- ② 国又は地方公共団体でないこと。
- ③ 県税の滞納がないこと。

| 補助対象経費             | 補助率または補助額    | 補助上限額                                          |
|--------------------|--------------|------------------------------------------------|
| 必要諸経費              | 1,000円/人日    | 従事者1人当たり最大5万円<br>(1事業者当たり最大15万円)<br>※ただし予算の範囲内 |
| 交通費(宿泊事業者負担分)      | 10/10(上限2万円) |                                                |
| マッチングサービスの利用に要した経費 | 10/10        |                                                |

事業の詳細、募集要項等については、下記のサイトをご覧ください。

## 募集期間

2025年5月20日(火)～6月18日(水) 17:00必着

※予算に限りがあるため、採択の状況により、交付決定額が申請額を下回る場合がありますのであらかじめご注意ください。よろしくお願いします。

## 申込方法

### 電子メール、郵送、持参

※申請に必要な書類は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載している募集要項をご確認ください。

(URL) <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89275>

※申請に関する問い合わせ等については随時受け付けます。

## 【問い合わせ・書類提出先】

秋田県 観光文化スポーツ部 観光戦略課

〒018-8572 秋田市山王3丁目1-1 (秋田県庁第二庁舎1階)

電話 018-860-1462

※開庁時間8:30～17:15

Email [kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp](mailto:kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp)

CHECK!



美の国あきたネットはこちら